






☑ 決裁    ○ 供覧


※決裁区分については、決裁権者の欄の(☑)内につけること。

文書番号      取                      第                      号

市長( )	副市長( )	部長(☑)	次長	課長( )	副参事	課長補佐	係長
							
合 議				起 案	1    .    11    .    26		
				施行予定	.                      .		
				決裁(閲了)	.                      .		
				完 結	1    .    (2. 2)		
あて先				発信者名			

第4回取手市保育行政推進検討委員会の概要記録について

上記のことについて別記のとおり  
 照会    回答    報告    実施    してよろしいか伺います。  
 申請    通知    決定    証明    します。

個別フォルダー名		保存期間	永年   10年   5年   3年   1年
施行取扱上の注意  開催日;R1.11.13 13:30~ 場所;301会議室		起案者	福祉                      部
			子育て支援                      課(所)
			保育                      係(室)
		氏 名	谷田部 礼子 

## 取手市保育行政推進検討委員会（第4回）概要記録

内 容；第四次保育所整備計画の策定に向けて

委員会日時；令和元年11月13日（水）13：30～15：30

会 場；301会議室

確 認	作成
	1.11.26 谷田部

出席者；高橋福祉部長、飯野子育て支援課次長、井橋人事課次長、彦坂政策推進課長、  
笠川財政課係長、文随公共施設整備課係長、飯山子育て支援課副参事、  
山田子育て支援課課長補佐、中島主幹、谷田部

意見参考人；板倉戸頭北保育所所長、菊地中央保育所所長、野村久賀保育所所長

議題；1. 委員長挨拶

### 2. 内容

第四次保育所整備計画の策定に向けて

- (1) 第二期取手市子ども・子育て支援事業計画の概要
- (2) 第三次保育所整備計画の総括
- (3) 第四次保育所整備計画を取り巻く環境  
公立保育所の施設整備の方針について
  - ・戸頭・永山中学校区域について
  - ・藤代・藤代南中学校区域について
- (4) 保育士の配置計画について

議事内容；

委員長挨拶（高橋部長）、市の大きな課題である待機児童対策が直接影響する第四次保育所整備計画になる、今日は具体的な提案をさせていただき皆様の御意見をお聞きし、まとまったものを庁議を経て政策的に再検討し、パブコメ・児童福祉審議会へかける、忌憚のない御意見を願います。

取手市保育行政推進検討委員会設置要綱第5条により、戸頭北板倉所長、中央菊地所長、久賀野村所長出席。

進行、委員長に交替。

「(1) 第二期取手市子ども・子育て支援事業計画の概要 (2) 第三次保育所整備計画の総括」について、資料のとおり事務局から説明。第三次計画での課題が第四次計画への積み残し課題にあがっているが、財政負担の軽減はやっているのに残っている、クリアされる最終目標はあるのか。それなのに、第三次計画の成果の今後の懸念事項が「特になし」となっていて、違和感がある。第三次計画でやったことは成果として、時期や定員、金額

など数値等を明記し評価していい。第四次計画における課題と整備方針があるので、第四次計画への積み残し課題は不要。第三次計画の今後の懸念事項の欄もなくしていい。

第四次計画の整備方針及び整備の具体的なスケジュールについて、戸頭北保育所廃止、中央保育所の民営化、子育て支援センター運営を直営か指定管理かの検討、そしてその時期などを事務局から説明。戸頭北保育所は令和2年度を目途に廃止、中央保育所は令和4年度末に民営化の方向。

「戸頭北保育所老朽化に対する対応の検討について」を子育て支援課担当者から説明。待機児童の問題や戸頭北保育所の在園児はどうなるのかなど必ず疑問があがるだろう。区域内のあづま幼稚園・戸頭東保育園の利用定員増により、戸頭北保育所の利用定員90名については受入れ可能であること、また待機児童の要因は保育士不足であり同保育所廃止により保育士が他保育所へ分散となることなど待機児童対策の掲載が必要。影響するのは41名の在園児。精神的負担のケアについて、民営化後に質の低下にならないことにも触れたほうがいい。以前3園が民営化された時、3年から5年は市と同じ保育士配置基準でお願いし、その後父母会が了承したら国の基準へという経過。同様に協定を結びたい。

老朽化したから建替え、建替えが無理だから廃止という考えではなく、市内4区域にそれぞれ公立保育所1か所ずつ設置の考え方。また子育て支援センター運営の効率化も検討。ならば7ページ以降はその4区域に公立保育所1か所ずつという考え方を前提に進めていい(8ページ3行目検討は×、9ページ6か所は1か所に...など)。

戸頭北保育所廃止の時期については移籍のことを考えると早いほうがいいが、前回の民営化の時は説明に1年、まる2年かけて実施。保護者だけでなく議会や地域住民へ丁寧な説明が必要、2年先なら保護者の移籍準備期間が増える。保護者会等へは慎重な対応が必要。1年後と2年後では印象が違う。計画期間中に廃止ということで時期は明記せず、2年度から説明を始め令和4年3月で廃止を目指し内部でつめる。同じく中央保育所の民営化についても計画期間中とする。

保育士の配置について、待機児童の要因は保育士の不足であり保育所の廃止や民営化による配置替えにより、保育士の負担軽減や待機児童解消にもなることを明記する。

たくさん御意見をいただき有り難かった、とりまとめて庁議、全協にかける。

\*その他の御意見

公立保育所では手厚い質の高い保育を実施しているので、随所にアピールしていい。

基→もと

非常勤保育士→名称を確認

空調設備設置→追加設置なので、空調設備整備

整備工事の時期について、予算がつかないこともあるので載せない方がいいのでは→あくまで計画

11ページの戸頭北保育所の整備予定→廃止・解体検討

閉会 (約1時間55分間)

## 戸頭北保育所老朽化に対する対応の検討について

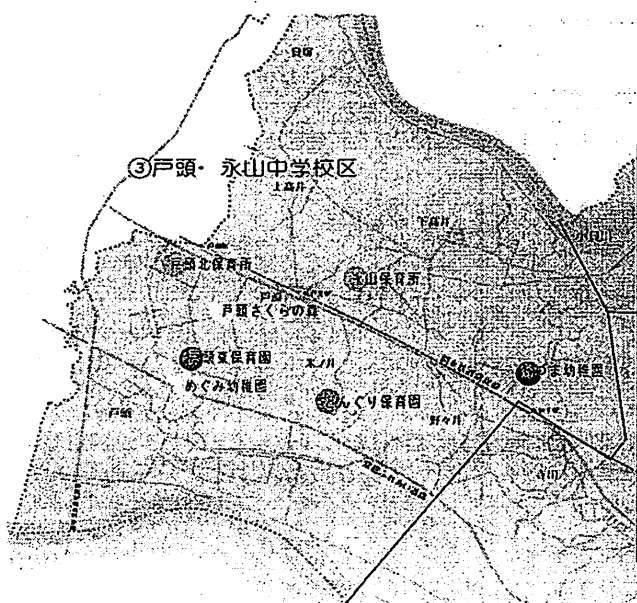
戸頭北保育所は、昭和 50 年に建設された建物であり、昭和 46 年に建築された吉田・舟山保育所に次いで築年数の経った建物です。近年老朽化が進み、毎年修繕に係る費用が発生しています。

また、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を行った建築物は、耐震性が不足している可能性があると考えられています。戸頭北保育所においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律で耐震診断が義務づけられている特定建築物ではありません。しかし、取手市耐震改修促進計画の中では、床面積 200 ㎡以上または 2 階以上の市有建築物は、優先的かつ計画的に耐震化を推進することとされています。

戸頭北保育所については、老朽化対策・耐震対策が喫緊の課題であり、対応方法について検討しました。

### 1. 保育所廃止による対応について

戸頭北保育所がある戸頭・永山中学校区域には、7 か所の教育・保育施設があり、他の区域と比べても施設数は充足している。また、取手市の施設整備補助金を利用して、令和 1 年 10 月にはあづま幼稚園が利用定員 90 名から 178 名の 0 歳から 5 歳までの児童を受け入れる幼稚園型認定こども園接続型施設として、また令和 2 年 4 月には戸頭東保育園が利用定員 100 名から 138 名に拡充し開設しており、区域内において受け入れ定員の拡充を行った。その為、戸頭北保育所の利用定員 90 名については、同区域内においても受け入れが可能である。

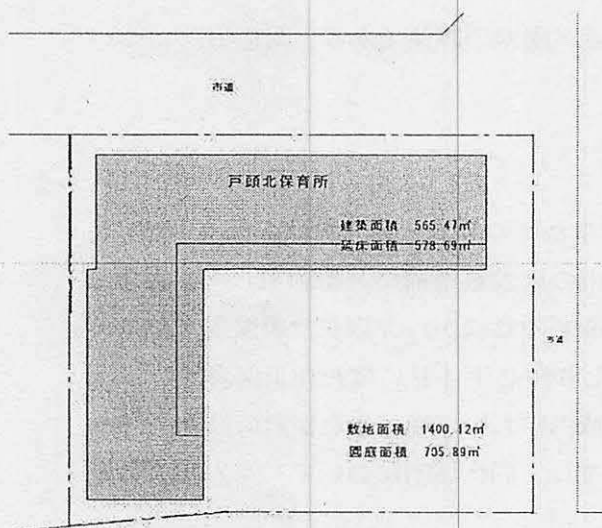


保育所・こども園	対象児童	利用定員
永山保育所	2・3号	100名
戸頭北保育所	2・3号	90名
戸頭東保育園	2・3号	100名→138名
めぐみ幼稚園	1～3号	142名
戸頭さくらの森	1～3号	132名
あづま幼稚園	1～3号	90名→178名
どんぐり保育園	3号	30名

## 2. 建て替えによる対応について

戸頭北保育所は敷地面積 1,400 m<sup>2</sup>と公立保育所の中で最も小規模な保育所であり、既存保育所を残したまま新規保育所を建設するほどの敷地面積はない。既存園舎解体後に新規保育所を建設する場合、既存園舎解体前に仮設保育室を設置することとなるが、仮設保育室についても保育室の面積要求があるため、敷地内に設置することは難しく、新たに設置場所を探す必要がある。

その場合、新規保育所建築に係る工事費（概算 4 億円）のみならず、仮設保育所建設に係る費用（概算 6,000 万円）および仮設保育所の借地料（私有地を借りる場合）が必要となる。



### 他保育所との比較

保育所	敷地面積	補足
戸頭北保育所	1,400 m <sup>2</sup>	保育所用駐車場無し。公民館と兼用。
舟山保育所	1,848 m <sup>2</sup>	仮設保育所が困難な為移設
中央保育所	1,970 m <sup>2</sup>	
戸頭東保育園	2,202 m <sup>2</sup>	新築時敷地外に仮設保育所建設

以上の状況により、現在の市の財政状況を勘案すると改築ではなく、廃止の方向で対応していきたい。

計画策定事務スケジュール（子ども・子育て支援事業計画／保育所整備計画）

令和元年 11 月現在

月日	子ども・子育て計画	保育所整備計画
11月13日		第4回保育行政推進検討委員会
11月18日		庁議（素案）
11月下旬	第3回関係機関調整会議	
11月26日	第3回児童福祉審議会	第3回児童福祉審議会
11月29日	市議会議員全員協議会	市議会議員全員協議会
1月6日	庁議（素案）	庁議（素案）
1月	パブリックコメント実施	パブリックコメント実施
2月上旬	第4回関係機関調整会議	第5回保育行政推進検討委員会
2月中旬	庁議（最終案） ・市民意見公募反映結果	庁議（最終案） ・市民意見公募反映結果
2月下旬	第4回児童福祉審議会 市民意見公募反映結果 市長へ答申 市長答申受理	第4回児童福祉審議会 市民意見公募反映結果 市長へ答申 市長答申受理
3月上旬	市長決裁（決定）	市長決裁（決定）
3月下旬	市議会配布	市議会配布
4月	広報とりで掲載(4/1) ・計画書 ・市民意見公募反映結果	広報とりで掲載(4/1) ・計画書 ・市民意見公募反映結果